

『住民と自治』(通巻 606 号)10 月号付録 2013 年 10 月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第129号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぐり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 「さようなら原発！栃木アクション11.10」のご案内 大木 一 俊 ----- 2
- 第55回自治体学校 in 新潟 現地分科会参加報告 野村 節 子 ----- 3
- 学童保育新制度に向けてのアンケートの実施とその結果について 大島 政 雄 ---- 5



第8回とちぎ地域・自治フォーラム

とちぎ地域・自治研究所は、9月21日に開催した理事会において下記のような概要で「第8回とちぎ地域・自治フォーラム」を開催することとしました。フォーラムの開催は2年ぶりとなります。

「社会保障と税の一体改革」と称して消費税増税が強行されようとする一方、社会保障は充実どころか各分野で改悪が推し進められようとしています。「一体改革」の中味を良く学び各分野の運動を交流して、消費税増税・社会保障改悪に抗する国民運動を展開する力を身につけましょう。詳細は追ってお知らせします。

◆日 時 11月23日(土)午後1時～5時

◆場 所 宇都宮市横川地区市民センター ホール
(宇都宮市屋板町576-1)

◆テーマ 「社会保障と税の一体改革と課題(仮称)」

○ 基調講演 講師 日野秀逸氏(東北大学名誉教授)

○ 報 告

- ・子ども・子育て支援新制度への対応(保育関係者)
- ・高齢者福祉の大幅な改悪への対応(高齢者施設関係者)
- ・医療改悪にどう対応するか(医療関係者)

※ フォーラムの内容についてご意見・ご希望等ありましたら事務局までお願いします。

※ 副理事長の大木一俊弁護士から「さようなら原発！栃木アクション11.10」の案内がありました。同封のチラシもご覧ください。

「さようなら原発！栃木アクション11.10」のご案内

2011年3月の福島第一原発事故は、国や電力会社が唱えてきた原子力安全神話を根底から覆すとともに、その被害たるや、住民の平穏な生活を根底から破壊するだけでなく、広範かつ長期に及ぶ未曾有のものであることを明らかにしました。また、原発は将来世代に、使用済み核燃料その他の放射性廃棄物の処理という、高いツケを回していることを気付かせてくれました。

脱原発は時代の流れであり、国民の多数が望むところであるにもかかわらず、安倍政権は原発の再稼働や輸出に意欲的であり、予断は許されません。私たちは、脱原発が国民の意思であることを、継続的に示す必要があります。

私たちは、昨年、立場の異なる県内各層の市民が「脱原発」の一点で結集して、「さようなら原発！栃木アクション11.11」を実施したところ、2500名を超える参加者を集めることができました。

私たちは、脱原発の実現のためには、2013年以降も宇都宮市内で脱原発パレードを行うことが必要であるとの認識で一致し、今年も11月10日（日）に、宇都宮城址公園を集合場所にして、3000人規模で実施することにしました。

現政権の原発推進の姿勢を改めさせるためには、より多くの参加者を集め、このパレードを成功させることが必要です。是非とも、ご家族、知人を誘ってご参加ください。

「さようなら原発！栃木アクション」実行委員会
代表 弁護士 大木一俊

さあ行こう～ さようなら原発！ 栃木アクション11.10

11月10日
宇都宮市城址公園



現地分科会「東電・柏崎刈羽原発視察と立地自治体の運動交流」に参加して

野村節子（会員、前栃木県議）

8月3日～4日、「第55回自治体学校 in 新潟」の現地分科会で、東電柏崎刈羽原発と電源3法交付金で建設した施設などを視察しました。同原発は、栃木県から約93kmにあり、県の地域防災計画の対象です。助言者として地質学の立石雅昭新潟大学名誉教授、柏崎市と刈羽村の日本共産党議員団が同行しました。

構内に入るには念入りな身分証明を求められ、構内の写真撮影も禁止されています。自由に見学できるサービスホールで東電職員の説明を聞き、バスで構内を見て回りました。

驚いたのは、東電による「福島第1原発の状況」説明。いまだ収束せず汚染水流出が問題になっているのに、①津波の備え、②電源喪失時の電源復旧と冷却の手だて、③原子炉損傷時の水素や放射生物質の放出を減らす手だてが不十分、などと早々と「教訓」を結論づけていました。国の新規制基準にそって、防潮堤の建設、フィルタ・ベントの設置、電源確保、冷却水確保などをすすめ、再稼働に向けた安全審査の早期申請を着々とすすめていることに怒りがわきました。

電力会社はこれまで「止める、冷やす、閉じ込める」を安全対策の三原則と言ってきましたが、立石氏は「原子炉格納容器内の排気のためのフィルタ・ベント設置は三

原則が崩れたことを示す」と指摘、防潮堤についても「津波がカベを駆け上がる力を考慮しておらず、安全とは言い難い」と話していました。

また東電は、「使用済み核燃料プールの容量はあと3年で満杯、そのあとは「六カ所村に持って行く」と説明。しかし六カ所村の貯蔵施設もほぼ満杯で後始末の見通しがたないのに、相変わらず原発を「低コストのエネルギー」と言い続けていることに唾然としました。

電源3法交付金で建設された刈羽村生涯学習センター「ラピカ」、柏崎市「夢の森公園」なども視察、りっぱな施設に驚きました。日本共産党議員団は「祭でも何でも東電の寄付だのみだった」と依存体質がつくられてきたことを指摘していました。

柏崎刈羽原発は07年7月中越沖地震の時、震度7の激震で「ひとつ間違えば炉心溶融の過酷事故に至る寸前」だったといいます。今回の視察で、交付金よりも大事な住民の命と安全を守る自治体の役割について認識を深め、「危険な原発は、なくす以外の安全対策はない」と痛感しました。

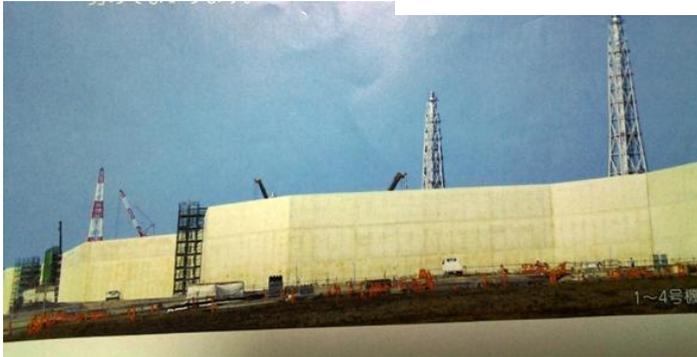
（※本稿は、「栃木民主新報 9月号外」に掲載したものです。）



東電のサービスホール入り口でチェックをうける



原子炉の模型の前で東電社員の説明を聞く



完成した防潮堤。東電のパンフレットより転載

原発の地域経済への“効果”は1割!?

原発に依存しない地域づくりへの展望

— 柏崎市の地域経済と自治体財政 —

岡田知弘・川瀬光義・にいがた自治体研究所 編 定価 1575 円

福島原発の事故は、安全で再生可能なエネルギーへの転換が重要であることを明らかにしました。しかし、事故検証も行われないうちに、「事故収束宣言」「原発再稼働」が強行され、「廃炉になると地域経済が破綻する」論も打ち出されています。

本書では、柏崎市の地域経済調査と、柏崎市・刈羽村を中心とする立地自治体の財政分析調査を通じて、原発に依存しない地域経済と自治体財政への展望を探ります。

I 柏崎市の地域経済と地域づくり

I-1 原発に頼らない地域経済への再生 岡田知弘

1 原発立地政策と柏崎刈羽原発 / 2 原発立地は地域経済を豊かにしたか / 3 3.11 以後の柏崎経済と原発に依存しない地域経済への展望

I-2 柏崎からの発信

II 原子力発電所立地にともなう財政収入を検証する 川瀬光義

好評発売中

原発になお地域の未来を託せるか 清水修二 著

地域はなぜ原発を引き受けてきたのか。利益誘導システムの破綻と地域再生への道。 定価 1680 円

自然エネルギーが生み出す地域の雇用 大友詔雄 編著

木質バイオマスを活かして地域に仕事をおこしている自治体の実践とその意味。 定価 2100 円

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp

学童保育新制度に向けてのアンケートの実施とその結果について

大島 政雄 (栃木公務公共一般労働組合委員長・研究所理事)

1 学童保育をめぐる動き

学童保育に関する施設基準や開所時間、指導員の処遇、資格などについては、2007（平成19）年に厚生労働省が指針を示しただけで、現在全国で2万1千か所、利用児童が85万人、指導員が8万6千人が従事している事業としては、今までその扱いがおざなりであったと言える。

これが、昨年大きな紆余曲折があり、かつ今後の課題も数多いとはいえ、子ども・子育て関連3法案が成立し、保育園や幼稚園の基準変更などと同様に2015年度から、学童保育にあっても重要な変更がなされることになった。

それは、受け入れ児童の年齢条項の撤廃、市町村がこの事業の設備運営について条例化をすること、財政的な位置付け（消費税増税を前提としており問題あり）について一定の方向が出されたことにある。

2 市町に対するアンケートの実施

1) 学童保育指導員の処遇は、約8割が非正規雇用、7割が年収150万円以下となっていて、勤務時間が短い就労タイプなどがあるにしても、指導員をしているなどとは誇りをもって言えない職業である。指導員関係団体の要望も受け、今回、関連3法案により指導員の資格や配置に関する基準を決め処遇の改善のため必要な対策をとることになった。

これらを、踏まえて、県内の自治体が処遇の改善を含め新制度の学童保育

事業（放課後児童クラブ）の実施に向けて、今年度8月時点でどのような取り組みをしているか、また今後のスケジュールなどを調査したものである。

また、アンケートと同時に各市町長に対し、子ども・子育て支援3法に沿った学童保育事業が実施できるよう要請書も送付している。

2) アンケートは、25自治体（岩舟町は省く）に対して行い、21自治体から回答があった。集計結果合計が21とならないのは、回答の選択肢を選ばずに具体的な回答を頂いたものがあり、これらは計数に入れていないからである。

3 アンケート結果についての分析

1) 「子ども・子育て会議」の設置について

2012年8月に子ども・子育て3法案が成立し、この年度から実施に向けて準備がすすめられており、最初に取り組みねばならないのがこの会議の設置である。市町においては設置は努力義務とされているが、アンケート結果を見ると17自治体が今年度中に設置を予定しており、新制度に向けて概ね準備を始めていると言える。これから検討すると回答があった3自治体はいずれも「町」であり、市は全てが今年度中としている。

アンケート結果

・今年度中に設置	17自治体
・来年度中に設置	1自治体
・これから検討する	3自治体

2) 「市町子ども・子育て会議」のメンバーについて

会議の構成メンバーについては、今後検討していくという自治体が圧倒的で、ほぼ決定しているのは1市である。検討中とこれから検討するを合わせると15自治体となり、また視野に入っていない自治体もあり、今後の取り組みが急がれる。構成メンバーには、有識者だけでなく、現場で毎日保育を行っている指導員を是非入れていただきたいと考えている。

アンケート結果

- ・指導員を構成メンバーに入れる
1自治体
- ・構成メンバーについて検討中
5自治体
- ・これから検討する
10自治体
- ・当分の間検討しない
4自治体

3) 「地域子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査について

これは支援計画策定の指針とする重要な調査であり、各自治体とも取り組みを進めていて、今年度実施が15自治体（市は1市を除く）、来年度が2自治体となっている。しかし、検討中が4自治体あり、遅くとも次年度中の実施が求められる。

アンケート結果

- ・今年度中に実施
17自治体
- ・来年度中に実施
1自治体
- ・これから検討する
3自治体

4) 「地域子ども・子育て支援事業計画」策定について

国が今年度に計画策定の基本方針を作成し、これを受け、ニーズ調査結果を踏まえ各自治体が事業計画を策定することになる。来年度17自治体が策定を予定しているが、4自治体が時期未定としている。この4自治体は、いずれも「町」であり、この中には来年度までにニーズ調査を行うという自治体が2か所あるので、この自治体では時期未定とせず是非来年度中に計画を策定していただきたい。

アンケート結果

- ・今年度中に策定
0自治体
- ・来年度中に策定
17自治体
- ・これから検討する
4自治体

5) 国基準を受けて制定する学童保育基準の条例について

国が今年度に学童保育基準を作成し、各自治体はこの基準を参考に条例を策定することになっているので、事業を法律どおり実施するには来年度に条例を制定する必要がある。このスケジュールどおり計画しているのは、5自治体で、時期未定、今後検討等が15自治体で条例化については遅れが目立つと言える。

アンケート結果

- ・来年度中に制定予定
5自治体
- ・条例化時期未定
3自治体
- ・今後検討する
11自治体
- ・当分の間行わない
1自治体

6) 指導員の配置基準について

指導員の資格と人数等の配置基準は、国の基準に従うこととされている。また指導員は、現在のような非常勤が前提の体制ではなく、常勤職員を導入することが検討されている。この方向に沿って、各自治体で計画を進めて頂きたいところだが、回答を見ると常勤職の配置を検討している自治体はなく、否定的なところが4自治体、今後の検討としているところが14自治体である。財源の問題もあるが、各事業所には一定数の常勤職員を配置し、学童保育指導員の仕事を生涯の仕事、そして誇りをもって働ける仕事とできるような給料をはじめ待遇面での改善が必要である。

アンケート結果

- ・常勤職員の配置を検討している
0自治体
- ・常勤職員の配置は難しい
4自治体
- ・これから検討する
14自治体
- ・当分の間検討しない
1自治体

7) 2015実施に向けた一括交付金を含めた予算措置について

2015年に新規事業として実施するには、来年度の予算編成の際に計上する必要があり、5自治体が予算措置を予定している。しかし、14自治体の実施時期未定または再来年度実施を目指す予算措置については不明としており、現時

点では法律どおり事業実施する自治体は半数以下となる可能性がある。

アンケート結果

- ・実施に向けて準備の予定
5自治体
- ・準備をみぞすが予算措置は不明
2自治体
- ・実施時期未定
12自治体
- ・当分の間行わない
0自治体

4 まとめ

1) 子ども・子育て会議、ニーズ調査、支援計画の策定については、かなりの自治体で取り組んでおり、新制度発足に向けて取り組みを始めていることがうかがえる。しかし、指導員の処遇に関わる常勤職員の配置や予算措置の考え、会議の構成メンバーへの参画の面では、現時点では全体として軽視されていると言える。

指導員の処遇改善と位置づけの明確化について、新制度の趣旨を取り入れる必要がある。

2) 栃木県では、「県子ども・子育て審議会」をこの6月に条例で制定し、9月に初会合を持つ予定である。ここでは、地域の実情に合った子育て全般について協議し、支援策について関係者の意見を聞くことが目的となっている。

この審議会と市町の会議がそれぞれの目的を十分に発揮し、子育て事業とこれに関わる労働者の処遇の改善が図られることを期待する。

国のかたち・地方自治の姿・公務員制度を大きく変質させる！

道州制で府県が消える

村上博・平岡和久・角田英昭 著 A5判 1575円(税込)

市町村を大きく再編し、府県を廃止して導入されるという道州制。自民党を中心に準備されている道州制推進基本法案の内容とねらい、問題点を明らかにする。



主な内容

I 「国のかたち」の改革と道州制

- I-1 統治機構改革、地方分権改革の総仕上げとしての道州制 村上 博
市町村合併／都道府県の廃止／中央省庁の再編等
- I-2 道州制・アベノミクス・地方交付税廃止の行き着く先 平岡和久
道州制は市町村再編・地方交付税廃止とセット／日本型地方自治と地方交付税／維持可能な内発的発展と基礎的自治体のあり方／道州制導入・交付税廃止論を超えて

- II Q&A 道州制とはなにか 角田英昭・平岡和久
道州制とは／都道府県、市町村はどうなる／国の役割、中央省庁はどうなる／道州制基本法案とは／職員の身分(移管)・公務員制度はどうなる／道州制下の税財政制度はどうなる／広域自治体としての都道府県が果たす役割は／導入を許さないための課題は 他

資料 道州制基本法案(骨子案)



新しい時代の地方自治像の探究

白藤博行 著 A5判 2520円(税込)

自治体が自治体であり続けるために、「国と自治体との関係のあり方」を問い直す。

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp

いま、国保問題を知るための最適テキスト！

長友先生、 国保って何ですか

最新刊！

長友薫輝・正木満之・神田敏史 著 定価 1575円



国保のしくみ・用語、運用の実態、国保制度が直面している課題と改革の方向を、わかりやすく解説しました。

- 第1章 国民健康保険のしくみ
- 第2章 地域実態がわかる国保データをつくろう
- 第3章 国保って何？ 一質問と回答一

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp